

検疫所の歴史

~明治150年関連事業~



厚生労働省 小樽検疫所

検疫 (Quarantine) の始まり



クロアチアのドブロブニク市

船と人がクロアチアのドブロブニク市(旧ラグサ共和国)に入る前の40日間港外に隔離されたことから始まる。

英語のQuarantineという言葉はヴェネチア方言のイタリア語で「40日間」を意味する *quaranta giorni* に由来する。



船内隔離を監視する検疫艇(リン号)

1348年と1359年の間に、ペストはヨーロッパとアジアの人口のおよそ30%を減少させるに至った。人の隔離は最初、最寄りの離島を制限区域とし、その島に上陸させ30日間隔離し、ペストの症状が出るかどうか観察していたが、やがて隔離期間は40日に延長された。



マルセイユの検疫官
の予防衣

日本における検疫

1822（文政5年）長崎にコレラ侵入 初めての大量流行を引き起こす
西日本を中心に10数万人

1879（明治12年）海港虎列刺病伝染予防規則公布

1897（明治30年）伝染病予防法公布

1899（明治32年）海港検疫法公布（国内最初のペスト流行）

海港検疫所官制公布

1900（明治33年）臨時海港検疫所官制公布

1907（明治40年）海港検疫法第一次改正

船舶のネズミ族駆除の規定

1921（大正10年）航空法（施行は1927）

外国より来航する航空機に検疫実施

1926（大正15年）国際衛生条約署名（批准1935）

1927（昭和2年）航空検疫規則公布



検疫所の旗



▲函館検疫所台町措置場



平成9年（1997年）にオープンした長浜野口英世公園内（横浜市金沢区長浜）に復元された細菌検査室

野口が細菌検査室に従事した
建物で現存する唯一の建物です



▲ネズミの買い上げの

図

明治33年神戸



▲検疫医官補時代の野口英世

〔公財〕野口英世記念会所蔵

小樽検疫所の沿革

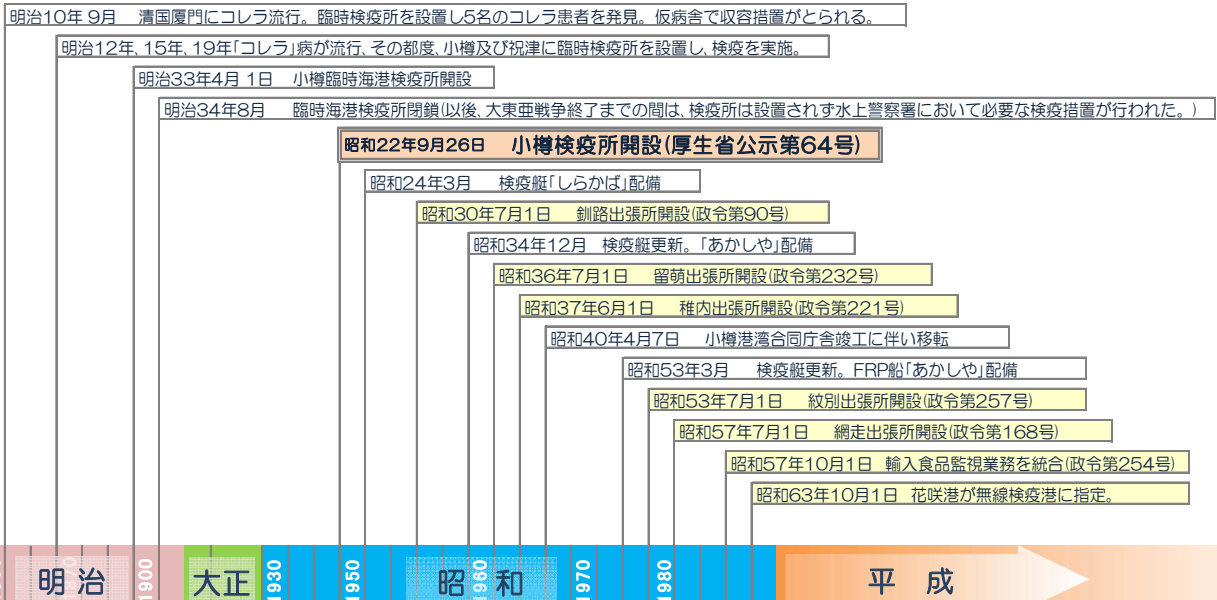
～明治 から 平成 へ(1890 - 1990)～



小樽港

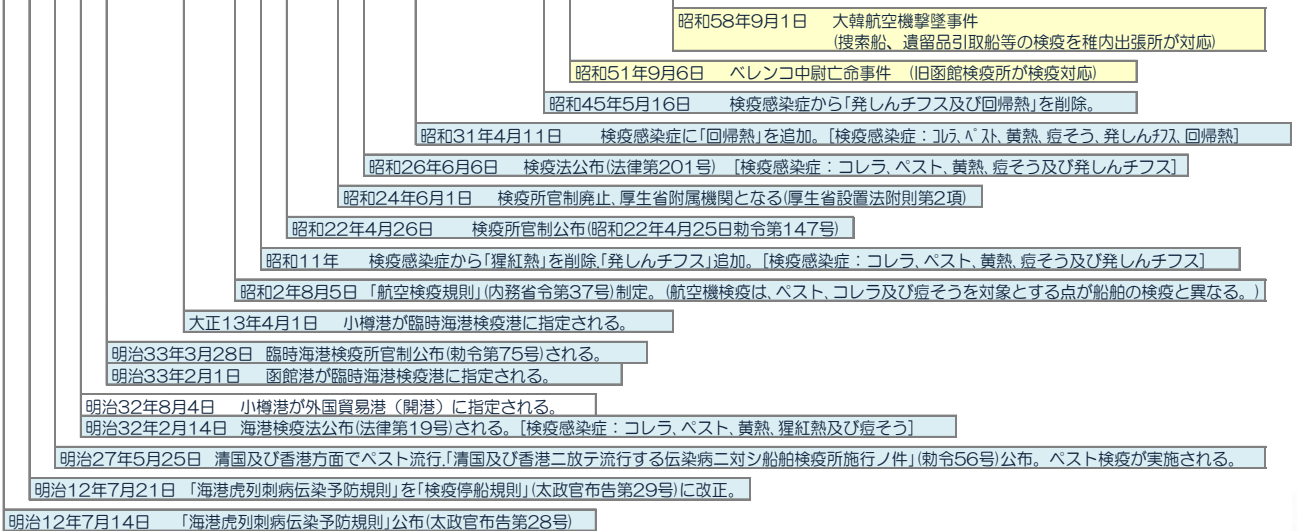
小樽港は、明治32年に外国貿易港(開港)に指定され、日本有数の商港として、戦前は北海道内はもとより広く北方領域の経済的中心となり、特に卸売業は、賑わいを極めました。戦後は、千島樺太等の商圏の喪失及び経済統制のため著しく衰えましたが、自由経済の復帰と共に徐々に港勢を取り戻し、現在は、ロシア極東地区からの水産物の輸入港及び小樽運河等の観光を目的とした大型クルーズ客船の寄港地として往時の活況を取り戻しつつあります。

小樽検疫所の沿革



年代 1860 明治 1900 大正 1930 1950 昭和 1960 1970 1980 平成

法改正及び主な出来事



小樽検疫所の沿革

～平成30年まで (1990-2019)～

小樽検疫所は、昭和22年9月26日に函館検疫所(昭和22年4月26日設置)に続き、北海道で2番目の検疫所として設置されました。

昭和30年以降は、道央、道東及び道北地方を管轄する検疫所として、新たに設置された出張所5箇所を傘下に収めていましたが、平成3年10月の組織改正では、旧函館検疫所管轄の北海道内の検疫所を統合し、現在は、北海道全域を管轄しています。



小樽地方合同庁舎

平成3年10月1日 旧函館検疫所の一部を小樽検疫所に統合。函館支所、苫小牧支所、室蘭出張所、千歳空港出張所に名称改める。(省令第48号) 千歳空港出張所に輸入食品等届出窓口を開設(省令第50号)

平成4年3月30日 検疫艇更新。アルミ合金船「あかしや」配備

平成5年10月1日 花咲港が検疫港に指定。花咲出張所開設(政令第321号)

平成6年4月4日 函館支所函館空港出張所開設(政令第120号)

平成6年7月1日 石狩湾港が無線検疫港に指定

平成9年2月1日 組織名称の改正(省令第3号)
 千歳空港出張所 → 千歳空港検疫所支所
 函館支所 → 函館出張所
 函館支所函館空港出張所 → 函館空港出張所
 苫小牧支所 → 苫小牧出張所
 検疫艇に試験検査室を置く検疫所に指定。(厚生省訓第8号)

平成12年4月1日 次長を置く検疫所に指定。(厚生省訓第36号)

平成12年6月1日 十勝港が無線検疫港に指定。

平成17年4月1日 組織名称の改正(省令第75号)
 [検疫課 → 検疫衛生課][衛生・食品監視課 → 食品監視課]
 食品監視課に輸入食品相談指導室を置く検疫所に指定

平成17年5月1日 石狩湾港が検疫港に指定。小樽検疫所留置出張所を改め、小樽検疫所留置・石狩出張所開設(省令第94号)

平成18年3月24日 検疫艇「あかしや」新潟検疫所へ所属替

平成18年6月8日 旭川空港が検疫飛行場に指定。小樽検疫所旭川空港出張所を開設(省令第129号)

平成21年4月28日 「水際対策に関するガイドライン」「検疫に関するガイドライン」に基づく検疫対応を実施。

平成22年3月26日 新千歳空港国際線ターミナルビル竣工に伴い千歳空港検疫所支所移転

平成22年5月14日 小樽地方合同庁舎竣工に伴い小樽検疫所移転

1990

2000

2010

平成

平成28年2月15日 ジカウイルス感染症、検疫法第2条第3号の検疫感染症へ。(政令第41号)

平成27年10月21日 ブラジル・コロンビアでジカウイルス感染症が報告される。

平成26年3月～ 西アフリカで4カ国にまたがるエボラ出血熱の発生が報告される。

平成26年7月16日 中東呼吸器症候群(MERS)検疫法第2条第3号の検疫感染症へ。(政令第258号)

平成25年4月1日 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行

平成25年4月～ 中国で鳥インフルエンザA(H7N9)の人への感染が報告される。

平成25年5月 新種のコロナウイルス感染症、中東呼吸器症候群(MERS)と命名される。

平成25年6月6日 鳥インフルエンザA(H7N9)、検疫法第2条第3号の検疫感染症へ。(政令第131号)

平成24年9月 サウジアラビアで新種のコロナウイルス感染症が報告される。

平成23年2月1日 チクングニア熱、検疫法第2条第3号の検疫感染症へ。(政令第5号)

平成21年4月24日 WHOがメキシコ及びアメリカ(本土)で豚インフルエンザA(H1N1)の“ヒトヒト感染”を確認と発表。

平成21年4月28日 WHOがフェーズ4宣言。政府が対策本部を設置。「豚インフルエンザ」が感染症法上の「新型インフルエンザ」となる。

平成20年1月 中国産冷凍餃子を原因とする薬物中毒事案

平成20年5月12日 検疫感染症に「新型インフルエンザ等感染症、鳥インフルエンザ(H5N1)」を追加。
 インフルエンザ(H5N1)を政令で定める感染症から削除。(法律30号)

平成19年4月1日 検疫感染症に「南米出血熱」を加え、「重症急性呼吸器症候群(SARS)」が削除(法律106号)

平成19年6月1日 検疫感染症から「コレラ、黄熱」が削除(法律106号)

平成18年6月2日 インフルエンザ(H5N1)が、検疫法第2条4号に定める感染症となる。(政令第209号)

平成17年6月～ インドネシア、タイ、ベトナム及び中国で鳥インフルエンザH5N1のヒトへの感染が報告。

平成15年12月～ ベトナムで鳥インフルエンザH5N1のヒトへの感染。22人中15人が死亡。

平成16年1月～ タイで鳥インフルエンザH5N1のヒトへの感染。12人中8人が死亡。

平成15年2月～ 重症急性呼吸器症候群(SARS)、中国を中心に流行。

平成15年7月14日 重症急性呼吸器症候群(SARS)が、検疫法第34条に定める感染症に指定。(政令第305号)

平成15年10月16日 検疫感染症に「重症急性呼吸器症候群(SARS)、痘そう、マラリア、デング熱」を加える。(法律第145号)

平成13年1月6日 中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律(法律第102号)により厚生労働省が設置される。

平成11年4月1日 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)施行。
 検疫感染症に「アライム出血熱、クリミア出血熱、マールブルグ病、ラッサ熱」を加え、新感染症についても検疫が実施される。(法律第115号)

平成9年冬 香港で鳥インフルエンザH5N1初のヒトへの感染報告。18人中6人が死亡。

平成8年8月26日 検疫感染症から「痘そう」が削除される。[検疫感染症：コレラ、ペスト及び黄熱]

～在りし日の小樽 その一～



「棧橋変更予定地」とコメントのある工事前の写真です。

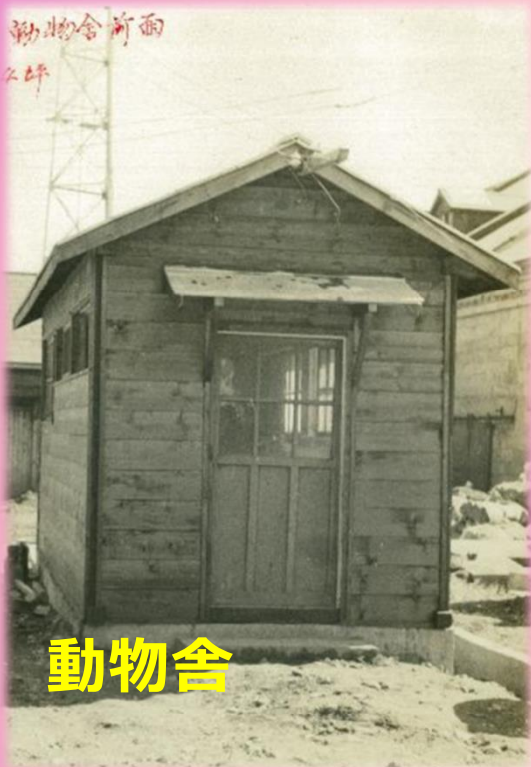


当時の撮影時期は不明ですが、小樽検疫所付近の風景と推測されます。



～在りし日の小樽 その二～

小樽検疫所の附属
建物の写真です。



動物舎



石炭小屋

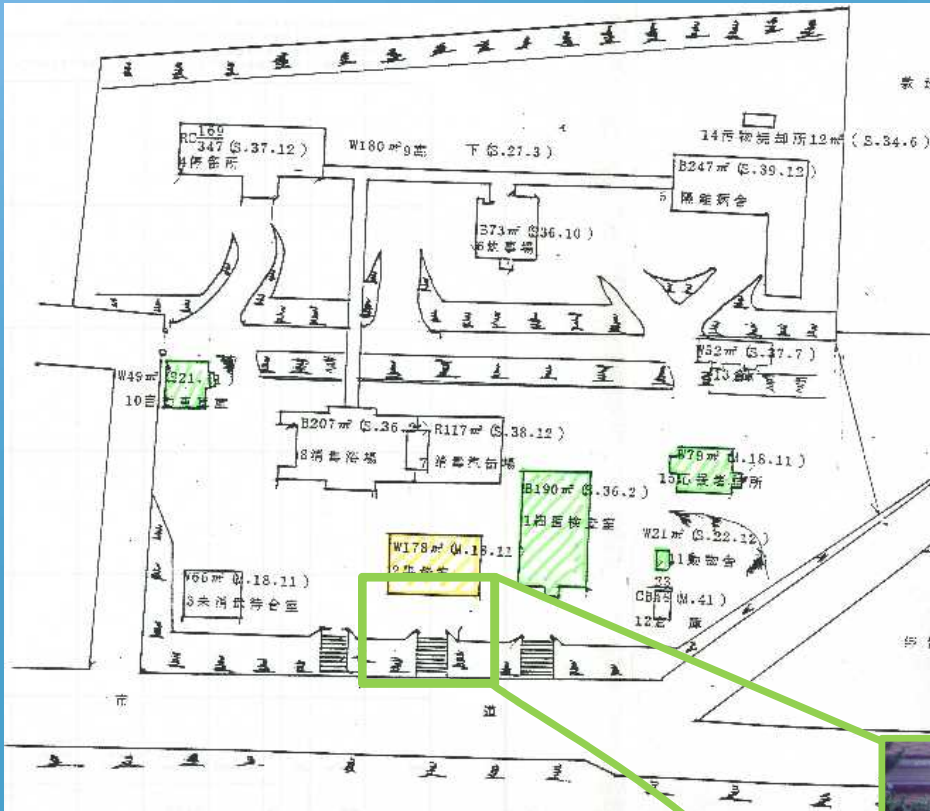


宿直部屋



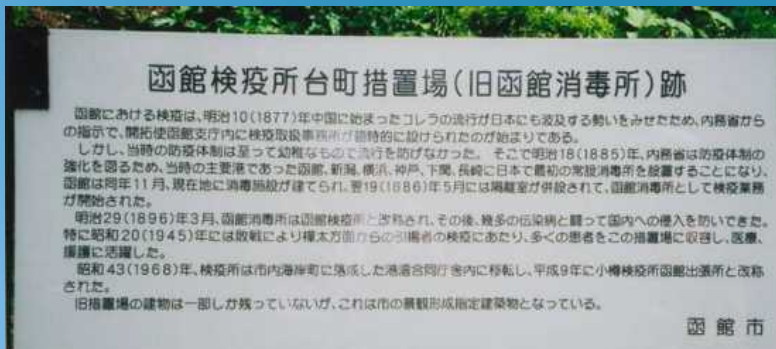
～嘗ての函館検疫所 その一～

函館検疫所措置場建物配置図



明治18年11月函館市台町に消毒所敷地4801坪、附属病院敷地2533坪の敷地に消毒所施設建物が完成し、その後は増築・解体が行われてきました。

平成元年3月1日、函館市から「函館市景観形成指定建造物」の指定を受けましたが、所有者が変わり現在に至ります。

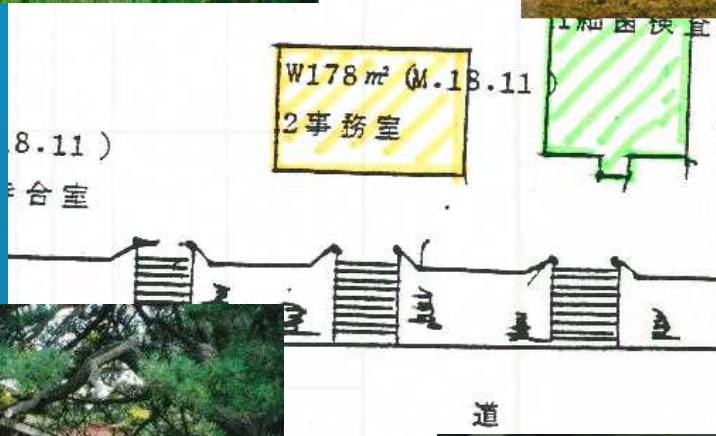


函館市景観形成指定建造物説明
(函館市)



～嘗ての函館検疫所 その二～

函館検疫所 事務室外観(撮影 平成4年6月頃)

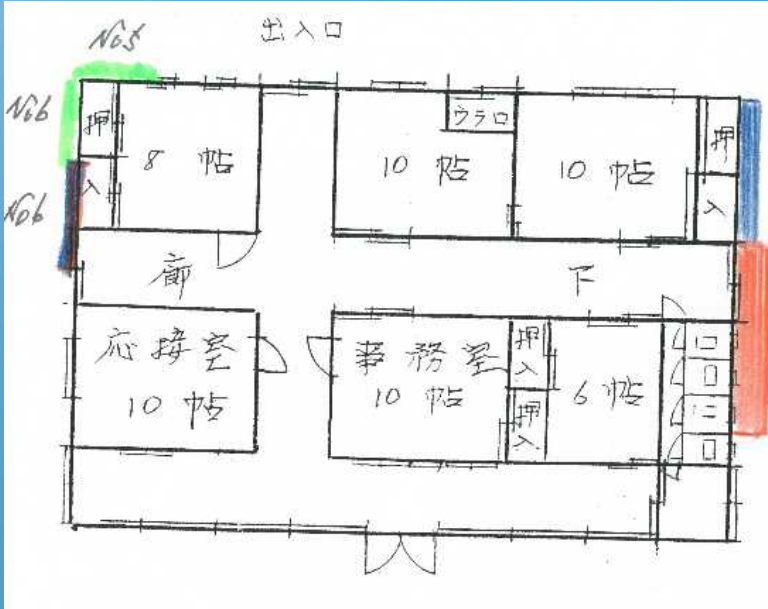


函館検疫所 船見宿舎(撮影 平成4年6月頃)



～嘗ての函館検疫所 その三～

函館検疫所 事務室内部(撮影 平成4年8月)



～嘗ての函館検疫所 その四～

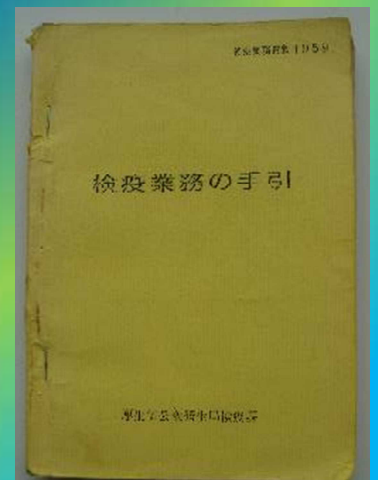
函館検疫所にて業務上活用していた書籍

● 海港検疫執務資料 (昭和15年12月 長崎税関編纂)



● 検疫官執務必携

(昭和28年12月 厚生省公衆衛生局検疫課編纂)



● 検疫業務の手引き

(昭和28年12月
厚生省公衆衛生局検疫課)

